

令和3年度社会福祉法人草笛の会事業計画

I. 事業方針

地域福祉の中核的担い手である社会福祉法人においては、効率的・安定的な経営を実践し、多様化・複雑化した福祉ニーズに積極的に対応していく責務がある。草笛の会は、東遠地域における障害福祉サービス提供事業者として、重要な役割を果たしてきたと自負しているが、今後更に、利用者本位の視点に立った地域福祉への積極的な事業推進を図るため、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、質の高いサービスを提供し、障害福祉サービスの拠点として地域に貢献し、信頼される法人・事業所を目指す。

II. 重点目標

1. コンプライアンスの徹底

内部牽制体制の強化や情報管理の徹底、各種法令や基準、法人の理念や諸規程及び社会的ルールやモラルを遵守した経営を行う。

2. 経営組織のガバナンスの強化

公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して、組織全体を適切に統治する。

3. 事業運営の透明性の向上

計算関係書類や現況報告書の公表を適切に実施し、法人運営の透明性の確保を図る。

4. 財務規律の強化

会計年度ごとに社会福祉充実残額を明確化し、残額が発生した場合は、社会福祉充実計画を作成するとともにその確実な実施を図る。

5. 安定した経営基盤の確立

- ・稼働率の向上や各種加算の確保により、事業収入の安定的確保を図る。
- ・コスト意識の醸成を図り、収支バランスを意識したムリ、ムダのない効率的・効果的な事業の推進に努める。
- ・リーダー層の経営感覚の醸成を図り、効率的な経営を追求する。

6. サービスの質の向上

- ・利用者の意思及び人格、権利を尊重し、一人ひとりの持っている力を引出しながら、社会自立や生きがいをもった充実した生活実現のための適切な支援に努める。
- ・第三者による評価の受審を行い、外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行う。
- ・ISO14001 環境マネジメントシステムにより、業務の効率化等を図るシステムづくりを促進し更なるサービスの質の向上に努める。

7. 人材の確保と育成

- ・深刻化する人材不足に対処するため、大学等との連携や訪問、採用説明会、実習生の積極的な受入れ等を実施し、多様な人材確保の方策を講じる。
- ・外部専門家によるスーパーバイズを受けることにより、支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、利用者の人権を尊重した質の高いサービスの提供を行う。
- ・キャリアパスを明確にし、階層ごとに期待する職員像を明示しながら、職員の適正な評価も含めた育成システムを構築し、職員育成の充実を図り、主体的、自立的な職員の育成を強化する。
- ・職員の質の向上、福祉サービスの質・量の向上の中心となるリーダー層の育成に取り組む。
- ・OJT担当者や新任職員育成担当者（チューター）を有効活用しながら、人材育成の基

本であるOJTの推進に取り組む。

- ・働きやすい労働環境を整備するため、社会保険労務士と連携し、業務のあり方や効率化に向けて再点検をし、職員一人ひとりが達成感を実感できるよう組織マネジメントに努める。

8. リスクマネジメント体制の強化

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するために予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを周知徹底し、万が一事故が起こった場合は、原因の究明及び是正処置、水平展開を行い、再発防止に努める。
- ・地震、風水害、火災時の対応マニュアルの整備及び更新を行い、マニュアルを活用した各種災害対策訓練を地域と連携しながら継続的に実施する。
- ・個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報取扱規程を順守し、個人情報の適正な管理を徹底する。

9. 地域貢献活動の実施

- ・あらゆる事情により、一時的に障害者を支援することが困難になった家庭等に対し、当該家庭等における障害者の生活をサポートする。
- ・地域の中で生活する障害児者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け障害児者の生活の安定に貢献する。
- ・こども食堂の運営を継続し、孤食の解決や地域コミュニティ機能も果たしていく。

10. 事業・設備整備事業

- ・菊川寮Aユニットの浴室の老朽化に伴う改修工事を実施する。
- ・菊川寮Aユニット雨漏りに伴う屋根の修繕工事を実施する。

11. 新規事業の取組み

- ・就労継続支援事業B型「り〜どくさぶえ」（定員20名）及び多機能事業所（就労継続支援事業B型・生活介護）はまおか作業所の着実且つ安定的な事業運営を行う。

III. 評議員会・理事会・監事監査の実施・開催

定時評議員会の開催

6月、3月に開催する。

定時理事会の開催

6月、11月、3月に開催する。

監事監査の実施

- ・5月
- ・定期監査を10月、2月に実施する。

IV. 負債償還事業の実施

施設・設備整備事業資金確保のための借入金の元利償還金29,226,515円を独立行政法人福祉医療機構、島田掛川信用金庫小笠支店に対して支払う。

V. 借地料の支払い

借地16,568.10㎡の借地料4,141,400円を15名の地主に支払う。